

# ウクライナ政変の背景

上野俊彦

## The backgrounds of the conflict in Ukraine in 2014

Toshihiko Ueno

### Abstract

This article is devoted to the backgrounds of the conflict in Ukraine in 2014. The Author surveys (1) the relations between the European Union and Ukraine, (2) the history of Ukraine, (3) the society of Ukraine, including language, religion, economy and politics. The Author turns down the excessively simplified opinion that president Yanukovich did not sign the Association Agreement because he is a pro-Russian politician. It is indicated that we should pay attention to the complexity and diversity of the history of Ukraine, and the cleavage of political elites.

---

## I はじめに

2013年11月29日、ウクライナのヤヌコーヴィチ大統領（当時）が、欧州連合とウクライナとの「連合協定」の調印を見送ったことを直接的な契機として、ウクライナ政変は始まった。本稿は、この2013年11月末から始まり、2014年末を迎えても、いまだその後遺症が続いているとも言えるウクライナ政変が、そもそもなぜ起きたのかという、その背景事情を簡単に整理しておこうとするものである<sup>1</sup>。

## II 欧州連合とウクライナ

ウクライナ政変が上述のように欧州連合との「連合協定」調印の見送りに始まったとすれば、まずは欧州連合とウクライナとの関係から見ておかなければならないであろう。

欧州連合とウクライナとの関係は、1994年6月4日に調印された「パートナーシップ協力協定 (PCA)」に始まる<sup>2</sup>。「パートナーシップ協力協定」は、同時に、旧ソ連のアゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア<sup>3</sup>、モルドヴァ、ロシア連邦とのあいだで締結されている<sup>4</sup>。

これらの「パートナーシップ協力協定」の概要は、欧州連合によると、以下のようなものであった<sup>5</sup>。すなわち、これらの「パートナーシップ協力協定」の目的は、政治対話のための適切な枠組みの創設、デモクラシーの強化と経済発展に向けた上記諸国の取り組みに対する支援、市場経済への移行に対する協力、投資の促進であり、立法・経済・社会政策・金融・科学・市民・テクノロジー・文化の分野における協力の基盤の創設である。これらのパートナーシップに共通する基本原理は、デモクラシー、国際法、人権を尊重することである。これらのパートナーシップは、欧州連合との二国間政治対話を確立する。それらの対話は、互いに関係する国際問題についての両者の立場の接近を促進すること、安定、安全保障、デモクラシーと人権の尊重のために協力することを目的としていた。

これらの「パートナーシップ協力協定」は、東野篤子によると、冷戦終焉後、ポーランド、ハンガリーなどの中・東欧諸国とのあいだで締結された連合協定に比べ、著しく限定的な内容となっていたため、ウクライナ政府は、欧州連合に対し、「パートナーシップ協力協定」よりも踏み込んだ関係を構築するよう、繰り返し要求したが、欧州連合は、ウクライナに、まずは「パートナーシップ協力協定」の着実な実行を求め、ウクライナとの関係強化には積極的ではなかった、という<sup>6</sup>。

しかし、欧州連合は、2000年代に入ると、ウクライナとの、より踏み込んだ関係を模索するようになる。その契機となったのは、東野によると、以下の三つの出来事であると考えられている<sup>7</sup>。

第一は、欧州連合の東方拡大により、ウクライナと国境を接するポーランド、スロヴァキア、ハンガリーが2004年5月1日に、ルーマニアが2007年1月1

日に、またウクライナとは国境を接していないものと同じく旧ソ連諸国であったエストニア、ラトヴィア、リトアニアが同じく2004年5月1日に、それぞれ欧州連合に加盟したことである<sup>8</sup>。欧州連合は、これら諸国の欧州連合加盟プロセスの進行に伴い、近い将来における欧州連合加盟を予定していないその他の旧ソ連諸国に対する政策の見直しをおこない、2003年3月11日に「欧州近隣諸国政策 (ENP)」を採択した<sup>9</sup>。「欧州近隣諸国政策」の目的は、2004年の欧州連合の東方拡大による利益を近隣諸国と共有し、拡大した欧州連合と近隣諸国とのあいだに新たな分割線が引かれることのないよう、ロシア、ウクライナ、モルドヴァ、ベラルーシ、地中海南部諸国等との関係の強化をはかろうとするものであった。

第二は、2004年秋から冬にかけて起きたいわゆる「オレンジ革命」であった。欧州連合は、欧州連合への加盟を強く求めるユーシチェンコ政権の成立を歓迎し、欧州連合とウクライナとの関係をさらに強化することが同政権を支援する最善の方策であるとの認識を持った。かくして欧州連合は、ウクライナの欧州連合への加盟は将来の課題としつつも、前述の「パートナーシップ協力協定」に代わる連合協定の交渉開始に向けて動き出したのである。すなわち、2005年1月13日、欧州議会は、「ウクライナ大統領選挙結果についての欧州議会決議」<sup>10</sup>を、賛成467、反対19、棄権7で可決したのである<sup>11</sup>。この「決議」は、その第14項において、「ウクライナが欧州連合加盟に最終的には至ることもありうる」連合の形態を考慮することを、欧州連合理事会、欧州委員会、加盟各国に求めている<sup>12</sup>。

第三は、2008年8月のロシア・グルジア紛争であった。「欧州近隣諸国政策」対象国のグルジアが、ソ連時代末期の1990年頃から紛争の続いていた南オセチア自治州の分離派に対して攻撃をしかけ、駐留していた平和維持軍の一部をロシア軍が構成していたことから、ロシア軍の本格的な介入を招き、ロシアとの武力衝突に至ったという事態は、欧州近隣諸国の平和と安定の実現を目標として掲げてきた「欧州近隣諸国政策」の存在意義を揺るがすことになった。

こうした状況を背景に、スウェーデンの支持を受けて、シコルスキ・ポーランド外相によって、2008年5月26日にブリュッセルで行なわれたEU総務・対外関係理事会で、「東方パートナーシップ」が提案された。これを受けて、すでに同年2月から開始されていた欧州連合とウクライナとのあいだの自由貿易協定 (FTA) 交渉は、同年9月、欧州連合加盟に向けての「連合協定 (AA)」

へと切り替えられることになった。かくして、同年12月3日、欧州委員会で、「欧州理事会および欧州議会に対する欧州委員会からのコミュニケ。東方パートナーシップ」<sup>13</sup>が採択され、翌2009年5月7日、プラハで開かれた首脳会議で「東方パートナーシップ (EaP)」の設置が決定された<sup>14</sup>。「東方パートナーシップ」は、「欧州近隣諸国政策」にすでに参加している旧ソ連諸国のアゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、グルジア、ベラルーシ、モルドヴァとの関係構築に焦点を絞ったもので、「東方パートナーシップ」は「欧州近隣諸国政策」を補完するものとして位置づけられ、欧州連合と対象国とのあいだで様々な協力をを行うと同時に、対象国を欧州連合のガバナンス基準に近付けるための支援を行うことになった。こうして、欧州連合とウクライナとのあいだの「連合協定」も、この「東方パートナーシップ」の枠内で扱われることになった。ユーシチェンコ政権は、早期の欧州連合加盟を目指して、交渉は順調に進められていた。

2010年2月7日の大統領選挙の決選投票でティモシェンコ候補を破って当選したヤヌコーヴィチ大統領も、欧州連合との関係については、前任のユーシチェンコ大統領の政策を基本的に継承することを明らかにした。ヤヌコーヴィチ大統領は、同年3月2日、大統領就任後の最初の外遊先となったブリュッセルでの欧州連合との共同会見で、ウクライナの優先課題が「EUへの加盟、ロシアとの建設的関係の樹立、それに米国など戦略的パートナーとの友好的関係の構築」であること、ブリュッセルでの協議の中心議題が貿易自由化やEUとのビザなし訪問を可能にする「連合協定」の調印であること、またNATOとの関係についてはパートナーシップ・プログラムのメンバーの地位に変わりはないことを明らかにした<sup>15</sup>。これを受けて、パローズ欧州委員長は、欧州連合とウクライナとのあいだの連合協定は1年以内に結ばれる可能性があるとし、これによってウクライナの輸出業者は人口5億の欧州連合市場に自由に参入できることになり、貿易額は倍増する可能性があると述べた<sup>16</sup>。

しかし、2011年12月19日にキエフでおこなわれた欧州連合・ウクライナ首脳会議後、ファンロンパイ欧州連合大統領は、「我々の懸念はウクライナの裁判制度の明らかな政治化と結びついている。その証拠はティモシェンコ事件だ」と述べ、ウクライナと欧州連合とのあいだの連合協定文書が調印できるかどうかは、現在、身柄を拘束されているウクライナのティモシェンコ前首相の処遇次第であることを明らかにし、連合協定の仮調印の先送りを表明

した<sup>17</sup>。というのも、同年8月5日に、野党「祖国」指導者のティモシェンコ前首相がロシアとの天然ガス取引を巡り職権乱用罪を問われて起訴され<sup>18</sup>、10月11日にキエフ地区裁判所でティモシェンコ前首相に対し禁錮7年の有罪判決が言い渡され、これに対してアシュトン欧州連合外務・安全保障政策上級代表や一部加盟国がヤヌコーヴィチ大統領の政敵排除と見なして懸念を示したからであった<sup>19</sup>。

ティモシェンコ前首相の職権濫用というのは、2009年1月18日にロシアのプーチン首相（当時）とティモシェンコ首相（当時）がガス価格の引き上げに大筋で合意し、19日に今後10年間のヨーロッパ向けガス輸送と、ウクライナへのガス供給を確認する合意文書に調印したことを言う<sup>20</sup>。この合意は、2009年のガス料金は欧州向け価格より20%割り引き、2010年以降のガス料金は原油価格と連動して欧州並とする、というものであった<sup>21</sup>。この合意が、国庫に損失を与えたため、職権濫用にあるとされたのであった。

ここで、若干、議論の本筋から離れるが、そもそも、この2009年1月のプーチンとティモシェンコのガス価格合意の背景について簡単に述べておきたい。というのは、この合意は、いわゆるロシアとウクライナの「ガス紛争」（日欧米メディア的には、ロシアのウクライナいじめ）に決着を付けた合意だからである。まず、ティモシェンコは、そもそも政界入り前、1991年から1995年まで石油製品販売企業で重役を務め、1995年から1997年まで、「ウクライナ統一エネルギーシステム社」社長に就任、1996年には同社をウクライナ最大のガス輸入・卸売業者に押し上げた人物で、この過程でロシアのガス大手のガスプロムとの関係を深めるなど、ウクライナにおけるガス業界のボス的存在であった。さて、ロシアとウクライナの「ガス紛争」であるが、これには、2005年から2006年初めにかけて起きた「第1次ガス紛争」と2009年初頭に起きた「第2次ガス紛争」とがある。つまり、ティモシェンコの「職権濫用」はこの「第2次ガス紛争」の決着過程で起きたことになる。「第1次ガス紛争」は、オレンジ革命後のユシチェンコ政権におけるティモシェンコ首相の解任後に起きている。2005年から、ロシアとウクライナとのあいだではガス価格交渉が難航し、対立が深まっていた。当時のロシア側の要求は1,000立方メートル当たり160ドルまたはそれ以上の価格であったが、ウクライナは、従来通りの50ドルを維持することを求め（のちに80ドルまで妥協）、両者の溝は埋まらず、2006年1月初めの2日間、ロシアはウクライナ向けガス供給を削減した、というものであった。「第2次ガス紛争」は、2007年12

月 18 日に首相に就任したティモシェンコが進めていたロシア側とのガス価格交渉の決裂の結果であった。当時、ロシアは、ウクライナに供給する 2009 年のガス価格を 1,000 立方メートル当たり 250 ドルと主張、ウクライナは 235 ドルを主張して譲らず、2009 年の契約が締結できないまま 2009 年 1 月 1 日を迎え、1 月 5 日から欧州へのガス供給量が減少、ロシア側はウクライナがガスを抜き取っているとして供給を制限し、1 月 7 日には欧州への輸出が完全に停止した。それを受けて、1 月 17 日、モスクワで EU も交えて関係国首脳会議が開かれ、翌 18 日のプーチン・ティモシェンコ両首相の会談で、前述した基本合意に達し、19 日にはロシアのガスプロム社とウクライナのナフトガス社が供給契約に調印し、問題は解決、20 日には、欧州において天然ガスの供給再開が確認され、「第 2 次ガス紛争」は解決した。この「第 2 次ガス紛争」後の合意には、この経緯を見てわかるとおり、EU が一役買っている。合意内容は欧州向け価格よりも大幅に安価な価格で購入したいと考えているウクライナ政府にとっては非常に不満な内容であったことは間違いない。その後、ヤヌコーヴィチ政権になって、ティモシェンコはウクライナの国庫に損害を与えたとして職権濫用を訴えられたわけである。先に見たように、この価格交渉の合意、つまりウクライナに EU 並みの価格を認めさせることに EU が関与しているとすれば、この合意を理由にティモシェンコが批判されている以上、EU は責任を感じてティモシェンコを擁護するのも無理からぬことだとわかる。

さて議論を本筋に戻す。こうしたティモシェンコ問題があるとはいえ、それでも 2012 年 3 月 30 日、ブリュッセルにおいて、欧州連合とウクライナとのあいだの連合協定の仮調印はともかくも行われた<sup>22</sup>。しかし、EU はティモシェンコ前首相の釈放を本調印の条件とした。そして、それは、ウクライナでは受け入れられなかった。2013 年 11 月 21 日、ウクライナ最高会議は、受刑者の国外治療に関する法案、実質的にはティモシェンコ前首相の国外治療を名目とする事実上の釈放を可能にする法案を否決したのである<sup>23</sup>。かくして、2013 年 11 月 29 日に予定されていた欧州連合とウクライナとのあいだの連合協定の本調印は見送られることになったのである。

このように見てくると、2013 年 11 月 29 日に「連合協定」が調印できなかった直接的な要因は、ティモシェンコの釈放にこだわった EU と、それを認めないウクライナ最高会議の多数派との対立であり、さらにその背景にある主要な要因は、1994 年 6 月 4 日の「パートナーシップ協力協定」の調印から

10年近く経つにもかかわらず、ウクライナにおいては、その目標とされていた「デモクラシーの強化」や「人権の尊重」といった分野における「欧州連合のガバナンス基準に近付けるための支援」が実効性を持たなかったことである。

### III ウクライナの歴史

のちにIVで見るように、ウクライナの政治エリートが分裂しているのは、ウクライナ国家形成の歴史に関係があると筆者は考えている。そこで、この章では、ウクライナの歴史を概観してみたい。

ウクライナというと、そういう国家がずいぶん以前から存在していたと考える人が多いかも知れないが、歴史上、ウクライナという国家が登場したのは、1991年末のソ連解体の結果である。つまり、国家としてのウクライナの歴史は、23年ほどしかない。確かに、ソ連（正式名称は、ソヴィエト社会主義共和国連邦）が存在していた時代、ウクライナ共和国（正式名称は、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国）がソ連の中に存在していた。しかし、当時の国際法上の主権国家はソ連であり、ウクライナ共和国は、連邦制を採用するソ連という国家の中にある連邦を構成する15のユニット（当時、ソ連研究者のあいだでは、連邦構成共和国、と呼ばれていた）のうちの1つに過ぎなかった。ソ連憲法は、各連邦構成共和国のソ連からの離脱を認めていたが、ロシア共和国（現在のロシア連邦、当時の正式名称は、ロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国）やウクライナ共和国を始めとする15の共和国が独立国家として国際社会に承認されたのはソ連解体の渦中またはその直後のことである。したがって、ソ連時代、ウクライナ共和国と、同じソ連の連邦構成共和国であるロシア共和国、白ロシア共和国（現在のベラルーシ。当時の正式名称は、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国）、モルダヴィア共和国（現在のモルドヴァ。当時の正式名称は、モルダヴィア・ソヴィエト社会主義共和国）とのあいだに引かれていた境界線は、国境線ではなく、ソ連国内の国内境界線であり、日本で言えば都道府県境界線と同様のものであった。他方で、確かに、当時のウクライナ共和国は、ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリー、ルーマニアとのあいだに国境線を持っていたが、これはウクライナ共和国の国境線ではなくソ連の国境線であった。つまり、ウクライナはソ連時代、事



実上、ソ連の一つの行政区画に過ぎなかった。

では、ロシア帝国の時代はどうであったのか。さらに、それ以前は？　そこで、少し古い話になるが、9世紀まで歴史を遡ることにしよう。登場するのは、ウクライナではない。ルーシという国家である。

ルーシと呼ばれる国家が、現在のウクライナからヨーロッパ・ロシアにかけての地域に、東スラブ族によって形成されたのは9世紀末のこととされる。ルーシは、スカンジナビア半島・バルト海と黒海・ビザンツ帝国とを結ぶノルマン人の交易・通商ルートに位置していた。このルート上のヴォルホフ川中流にノヴゴロド、ドニエプル川中流にキエフというルーシの二大都市が建設された。

『原書年代記』によると、ルーシの人々がノルマン人に対して「ルーシは広大で豊かだが争いが絶えないので、ここに来て統治してほしい」と要請し、ノルマン人のリュリックがノヴゴロドに王朝を創建したとされる。2代目の王、オレグ將軍がキエフを攻略し、キエフ・ルーシの歴史が始まった。

その後、キエフ大公ウラジーミル1世がビザンツ帝国からキリスト教(正教)を国教として導入、キエフ・ルーシは最盛期を迎えた。ルーシの発展の中で、モスクワやミンスクといった諸都市も発展した。

しかし、キエフ大公ヤロスラフ賢公が1054年に没したあと、キエフ・ルーシは最大15の公国に分裂し、ルーシの地のその後の歴史は、おおむねキエフを流れるドニエプル川の東西で異なる展開を見ることとなる。

ルーシの西部は、12世紀から14世紀にかけてガリツィア・ヴォルイニ大公国がリヴィウを中心に発展した。しかし、ガリツィア・ヴォルイニ大公国は、1340年に貴族の反乱が続発する中、ポーランドとリトアニアに分割され、ドニエプル川西岸の西ウクライナ地方はポーランド・リトアニアの支配下に置かれることになる。

他方、ルーシの東部は13世紀から15世紀にかけてモンゴル系のキプチャク・ハン国の支配下に置かれた。その支配下で台頭したのがモスクワ公国である。モスクワ大公イヴァン3世は、1472年、ビザンツ帝国最後の皇帝の姪ソフィアを妻に迎え、ビザンツ帝国の正当な後継者を名乗ってツァーリと称し、ビザンツ帝国の双頭の鷲の紋章をモスクワ公国の国章として採用してモスクワを第三のローマと唱えた。そしてイヴァン3世は、1480年、キプチャク・ハン国を破って独立を達成した。モスクワを首都とするロシアの登場である。

今日の東西ウクライナの文化的差異の背景にはこのキエフ・ルーシ分裂後



の歴史的発展における東西の差異があると考えられる。しかし、17世紀以降のロシアの発展・拡大が、再びルーシの地を統一することになる。

ロシアは、1598年のリューリク朝の断絶後の動乱を経て、1612年にロマノフ朝が成立、さらなる発展を遂げる。当時のドニエプル川東岸の東ウクライナ地方には、ロシア帝国の支配下で一定の自治権を有するコサックのヘトマン<sup>24</sup>国家が存在していた。しかしヘトマン国家の自治権は徐々に浸食され、1782年、ヘトマン国家はロシア帝国の直轄領となった。この18世紀末の時期は、プロイセン、オーストリア、ロシア三国による3次にわたるポーランド分割<sup>25</sup>が行われた時期でもある。その結果、ロシアは、現在のバルト三国、ベラルーシ、ウクライナのほぼ全域を支配下に置くことになったが、リヴィウを中心とするガリツィア地方はオーストリア領となった。またクリミアを含む南ウクライナは、15世紀半ばから18世紀半ばまでは、クリムハン国およびオスマン帝国の領土であった。

1917年のロシア帝国の解体は、ロシアからのウクライナの独立の契機となった。しかし、キエフに成立したウクライナ・ラーダ政権は、ポリシェヴィキと対立し1918年初頭までにポリシェヴィキの覇権が確立した。その後、ウクライナは、ポリシェヴィキとそれに反対する諸集団による内戦の主戦場となった。西ウクライナでは、1918年末までにリヴィウを中心に西ウクライナ人民共和国の成立をめざしたが、ポーランドともポリシェヴィキとも対立し、最終的に1921年3月のリガ条約により、ガリツィアはポーランド領となり、この状態が1939年末まで続くこととなった。

内戦がほぼ終了した1922年12月、ロシア共和国、ウクライナ共和国、白ロシア共和国、ザカフカース<sup>26</sup>・社会主義連邦ソヴィエト共和国によりソ連が結成された。このときのウクライナには前述のようにガリツィアが含まれていなかったが、その後、ソ連の拡大により、ウクライナも領域を拡大していく。

第2次世界大戦直前の1939年8月23日に、ドイツとソ連とのあいだで独ソ不可侵条約が締結され、その秘密議定書により、それまでポーランド領であったガリツィア地方がソ連領となり、1939年12月4日、ウクライナ共和国にヴォルィーニ州、リウネ州、リヴィウ州、テルノーピリ州、スタニスラウ州（1962年11月9日にイヴァーノ＝フランキーウシク州に名称変更）が編成された。

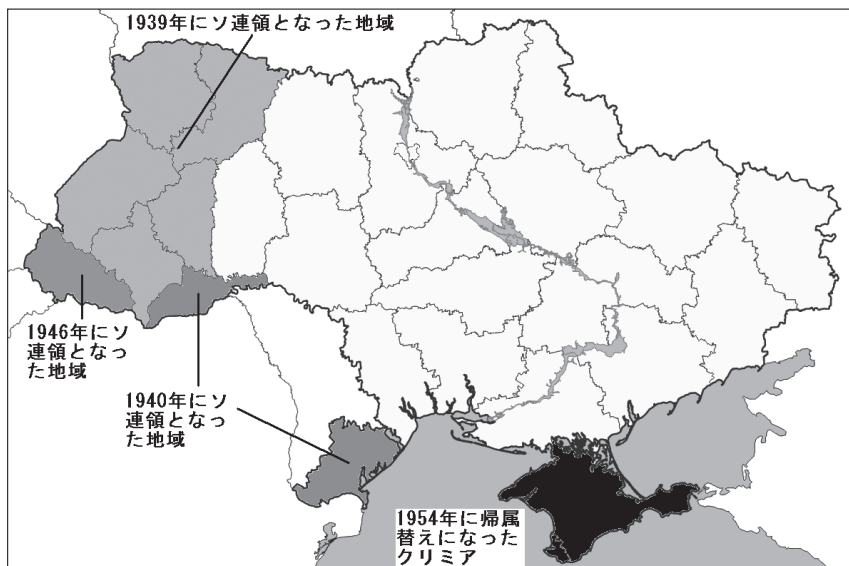
次いで第2次世界大戦中の1940年8月2日、ルーマニアのベッサラビアがソ連領となり、その大半はモルダヴィア共和国となったが、黒海沿岸の南ベッ

上野俊彦

サラビアはウクライナ共和国オデーサ州の一部に、モルダヴィア共和国北方の北ブコヴィナはウクライナ共和国チェルニウツィー州となった。その際、そのかわりにそれまでウクライナ共和国領であったドニエストル川東岸地域がモルダヴィア共和国に組み込まれた。

さらに第2次世界大戦直後の1946年1月22日、それまでチェコスロヴァキアの一部であった地域がソ連領となり、ウクライナ共和国ザカルパッチャ州となった。

そして最後に1954年2月19日、クリミアがロシア共和国からウクライナ共和国に帰属替えになり、ようやく現在のウクライナの領域が完成された。



このように、ソ連時代、ウクライナ共和国の領土は徐々に拡大しているが、とくに独ソ不可侵条約秘密議定書によりポーランド領のガリツィア地方がソ連領となり、ウクライナ共和国に上記5州として組み込まれたことを含め、キエフ市とセヴァストポリ市の特別市を除くと、24州1自治共和国（クリミア）からなるウクライナ共和国のうちの4分の1以上の7州1自治共和国が1939年から1954年にかけて、ポーランド、ルーマニア、ロシア共和国から併合された土地であったことは、先に述べたドニエプル川の東西における歴史的発展の差

異とともに、今日のウクライナ問題を考える上できわめて重要である。

東西ウクライナの差異を言う議論は多い。しかし、それ以上に、ウクライナが、ロシア帝国の最も強い影響下にあった最東部ウクライナ、ドニエプル川東岸のヘトマン国家の領域であった東ウクライナ、クリムハン国およびオスマン帝国の支配下にあったクリミアを含む南ウクライナ、18世紀末のポーランド分割までポーランド支配下にあったドニエプル西岸地域、さらに第1次世界大戦から1939年までポーランド領であったガリツィア地方、そしてそれ以外のザカルパッチャ州、北ブコヴィナ、南ベッサラビアなど、多くの異なる歴史的文化的背景を持つ地域から成り立っているということに留意する必要がある。つまり、今日、ウクライナと私たちが言っている国家それ自体がソ連解体の結果であることはすでに述べたが、さらにその領域も、実は、多くの異なる歴史的経緯を持つ地域の寄せ集めであり、クリミアがウクライナと呼ばれる地域に帰属替えされたのは第2次世界大戦後の1954年のことに過ぎないのである。そして、この寄せ集めの行為それ自体も「ウクライナ人」という集団が、いわば分断され断片化してしまった国家を再統一するように自ら主体的におこなってきたわけではなく、その時代その時代の大国間のパワーゲームの結果としてなされてきたものであり、最後のクリミアの帰属替えについては、第2次世界大戦後のクリミア経済の再建に関連しての当時のソ連指導部の政策的判断の結果であった。

こうしたウクライナの複雑かつ国家がモザイク的に形成されたという歴史は、今日のウクライナ政治を複雑なものとしている。ウクライナ政治を、親露派と親欧米派との対立という単純な構図で見るとは、問題の本質を見逃すことになる。ウクライナは、国家形成過程の多様さゆえに、地域的な多様性が大きく、それがエリートの対立となって現れていると考えられる。そして、まさに次項の言語問題に象徴的に示されているように、ウクライナの国家的アイデンティティを形成すること自体が非常に難しい問題をはらんでいる。

## IV ウクライナ社会

### 1 ウクライナの言語

ウクライナが多様な歴史的背景を持っていることは、その民族・言語・宗教の多様性にも現れている。

2001年の国勢調査<sup>27</sup>によると、ウクライナの総人口48,457,000人のうち、ウクライナ人が77.8%、ロシア人が17.3%、その他は1%未満であった。ロシアが編入したクリミア自治共和国は人口2,024,000人で、ウクライナ人24.3%、ロシア人58.3%、クリミア・タタール人12.0%である。内戦状態となったウクライナ東部のルハーンシク州は人口2,540,200人で、ウクライナ人58.0%、ロシア人39.0%、同じくドネーツィク州は人口4,825,600人で、ウクライナ人56.9%、ロシア人38.2%である。こうしてみると確かにクリミアではロシア人がウクライナ人の倍以上の過半数を占めていることがわかるが、他方で東部2州では意外なことにウクライナ人が過半数であることがわかる。

言語については、ウクライナ語母語話者は全人口の67.5%、ロシア語母語話者は29.6%である<sup>28</sup>。地域別に見ると、クリミア自治共和国のウクライナ語母語話者の比率は10.1%、ロシア語母語話者の比率は77.0%<sup>29</sup>、ドネーツィク州はそれぞれ24.1%、74.9%<sup>30</sup>、ルハーンシク州は30.0%、68.8%<sup>31</sup>であり、いずれもロシア語母語話者の比率が過半数を超えている。

これらのことから、とくに注目すべきは、ウクライナ全体でも、また地域別でも、ロシア人の比率よりも、ロシア語母語話者の比率が高いことである。つまり、ウクライナにおいては、ウクライナ人であると回答しても、母語をロシア語とする者が相当数存在するのである。

このようなウクライナの言語状況を背景に、ヤヌコーヴィチ政権下の2012年7月3日に「国家言語政策基本法」<sup>32</sup>が制定された。同法第6条第1項はこれまでどおりウクライナ語を公用語<sup>33</sup>とする一方、第7条において、各州の住民の10%以上を占めるマイノリティがいる場合、マイノリティの言語の当該州内での公的な使用を認めた。

同法は、ウクライナの国家的アイデンティティをウクライナ語に求め、ウクライナ全土におけるウクライナ語の役割を強化すること、あるいはウクライナ語だけを公用語とすることを求める野党勢力から強く批判され、2012年12月28日には同法を無効とする「『国家言語政策基本法』効力停止法」案が当時の野党第一党の「祖国」議員により提出されている。しかし、その法案が採択されたのは、ヤヌコーヴィチ政権崩壊後の2014年2月23日のことであった。もっとも、この「『国家言語政策基本法』効力停止法」はトゥルチノフ大統領代行に発効を差し止められた。しかしながら、暫定政権が、ウクライナ語の役割の強化を主張する「祖国」党、ロシア語の公的使用を否定する「自由」党や過激な民族主義グループ「右派セクター」などを含んでいたことは、

ロシア語母語話者の暫定政権に対する強い不信感を引き起こしたのであった。ロシア語母語話者にとって、ロシア語の公的使用の否定は、公教育の場での子女をロシア語で教育できなくなることを意味するからである。

つまり、ウクライナの国家的アイデンティティの確立のためにウクライナ語の使用だけを認めることにすると、母語の使用やその子女の教育を母語でおこなうというマイノリティの権利を無視することとなりEUの多言語主義にも合致しないことになる。しかし、まさにウクライナ国家とウクライナ国民が形成途上であるため、アイデンティティの確立が急務であることもまた事実である。その狭間で、ウクライナの言語問題は、どのように解決されていくのであろうか。

## 2 ウクライナの宗教

宗教については、ラズームコフ・センターの2006年の調査<sup>34</sup>によると、「信者ではない、またはどこの教会にも帰依していない」と答えたものが最も多く62.5%、以下、ウクライナ正教会（キエフ総主教座）<sup>35</sup> 14.9%、ウクライナ正教会（モスクワ総主教座）<sup>36</sup> 10.9%、ウクライナ・ギリシア・カトリック教会<sup>37</sup> 5.3%、ウクライナ独立正教会 1.0%、プロテスタント 0.9%、ローマ・カトリック 0.6%となっている。

この調査によると、ウクライナの住民の大半は信仰を持っているという自覚がなく、また信仰を持っていると自覚している住民のあいだでも正教を信仰する者が多く、カトリック教徒やイスラム教徒は少数に留まっている。したがって、ギリシア・カトリックを含むカトリック教徒は旧ポーランド領・旧チェコスロヴァキア領地域に、またイスラム教徒はクリミアに主として分布しているが、それがウクライナ問題の背景にある地域的対立の大きな要因になっていると言えるほどの影響力があるとは考えにくい。またモスクワ総主教座からキエフ総主教座が分離したことによって正教会は分裂しているが、これも教会内部の問題であって、一般の信者の対立を引き起こしているわけではないと言えよう。

## 3 ウクライナ経済

ウクライナ国家統計庁によると、2010年および2013年のウクライナの国別貿易額は、輸出入ともロシアが第1位を占めているが、EUとしてまとめてみると、輸出先はロシアが2010年は26.1%、2013年は23.8%（以下、数字は

2010年／2013年とする)、EUが25.5%／26.4%、輸入先はロシアが36.5%／30.2%、EUが31.5%／35.0%となり、輸出入ともロシアの比率が減少傾向、EUの比率が増加傾向にあるものの、両者の数字はほぼ拮抗している<sup>38</sup>。つまり、ウクライナの対外経済関係は、ロシアとEUとのあいだの微妙なバランスの上に成り立っていることがわかる。

国内経済では、これまでウクライナの輸出を支えてきた鉄鋼業は、服部倫卓が指摘しているように<sup>39</sup>、生産設備が旧式化し、品質も悪く、付加価値も低く、エネルギー効率が悪いといった構造的な欠点を持っており、鉄鉱石が国内調達できるという優位性があるために何とか持ちこたえてはいるが、生産は停滞している。他方、同様に、服部によれば、食料品・農産物の生産は、近年、成長が著しく、2013年には食料品・農産物の輸出額が鉄鋼・鉄鋼製品の輸出額を追い抜いたが、2012年の鉱工業生産の地域別シェアは東部が50.3%、中部が35.5%だが、農業生産は東部が21.5%、中部が45.7%となっている<sup>40</sup>。これらのことから、相対的に中部の経済力が発展しつつあり、東部に支持基盤のあるヤヌコーヴィチ政権の弱体化もこうした国内経済構造の変化が影響している可能性があるだろう。

#### 4 ウクライナ政治

ウクライナ政治の特徴の一つは政治エリートの分裂である。そのことは、大統領選挙および議会選挙の結果を見ることで明らかとなる。

例えば、1991年から2014年まで過去6回行われてきた大統領選挙では、1回目の投票で当選者が決まったのは1991年の第1回選挙と今回2014年の第6回選挙の2回だけであり、1994年、1999年、2004年、2010年の大統領選挙はいずれも決選投票までもつれ込んでいる<sup>41</sup>。

1994年の大統領選挙は、6月26日の第1回投票の得票率はクラフチュークが37.68%、クチャマが31.25%であったが、7月10日の決選投票ではクチャマが逆転して52.15%、クラフチュークが45.06%であった。

1999年は、10月31日の第1回投票で現職のクチャマが得票率36.49%、シモネンコが22.24%、11月14日の決選投票ではクチャマが56.25%、シモネンコが37.80%であった。このときは再選されたクチャマが第1回投票でも決選投票でもシモネンコを引き離してはいたが、現職であるにもかかわらず第1回投票の得票率を見る限り圧倒的な支持があったとは言えない。

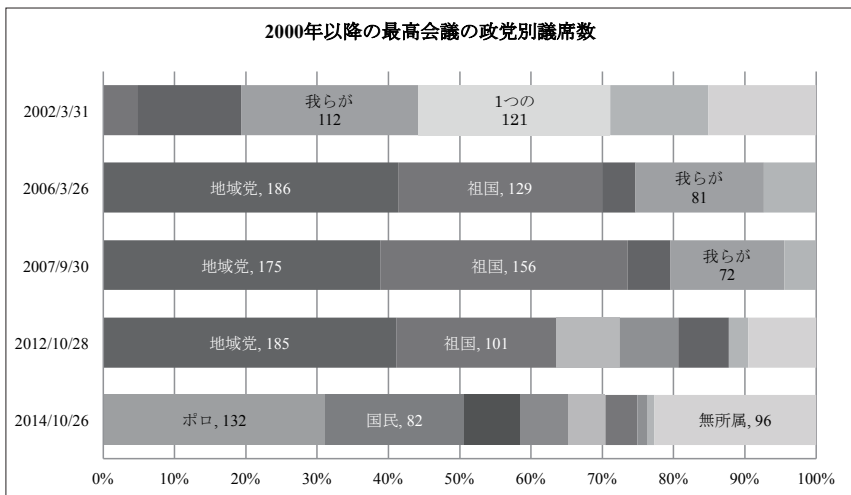
2004年は、10月31日の第1回投票でユーシチェンコが得票率39.87%、ヤ

ヌコーヴィチが 39.32% と僅差で、11 月 21 日の決選投票ではヤヌコーヴィチが逆転して 49.46%、ユーシチェンコが 46.61% であった。しかし、この結果に納得しないユーシチェンコ支持派が選挙に不正があったとして激しく抗議し、最高裁判所に異例の第 3 回投票が実施され、今度はユーシチェンコが再逆転して 51.99%、ヤヌコーヴィチが 44.20% となった。これが「オレンジ革命」である。

しかし、2010 年の選挙では、政権内部の内紛などによって政局を混乱させたユーシチェンコに対する批判が強く、1 月 17 日の第 1 回投票ではヤヌコーヴィチが得票率 35.32%、ティモシェンコが 25.05% で、ユーシチェンコは 5.45% で 5 位の惨敗であった。2 月 7 日の決選投票ではヤヌコーヴィチが 48.95%、ティモシェンコが 45.47% となった。

2014 年の選挙は、5 月 25 日の第 1 回投票で、ポロシェンコが得票率 54.70%、ティモシェンコが 12.81% となり、1991 年以來 23 年ぶりに第 1 回投票だけで大統領が決まった<sup>42</sup>。

ウクライナ議會は 450 議席であるが、以下のグラフを見れば分かるように、いずれの政党も過半数の議席を獲得していない<sup>43</sup>。そうした中で、2006 年以降はヤヌコーヴィチ率いる地域党が約 40%、ティモシェンコ率いる祖国が約 20～30% の議席を安定的に維持してきた。



注：政党名の「我らが」は「我らがウクライナ」、「1つの」は「1つのウクライナのために」、「ポロ」は「ポロシェンコ・ブロック」、「国民」は「国民戦線」である。



2014年10月26日の議会選挙の結果でも、議席占有率は、第一党の「ポロシェンコ・ブロック」が42%、第二党の「国民戦線」が26%で、単独過半数を占める政党は出ていない。日本のメディアは、この議会選の結果を「親欧米派が勝利」という見出しで伝えたが、問題は、むしろ、なぜ親欧米派が一致団結していないのか、ということだろう。ポロシェンコ大統領率いるポロシェンコ・ブロックとヤツェニューク首相率いる国民戦線が、それぞれ別々に議席を占めている議会の状況を見たとき、これまでこの国でしばしば繰り返されてきた大統領と首相との対立は今後は生起することなく、互いに協力していけるのか、ということを見極めることが重要であろう。この国の政治は、決して親欧米派と親露派との対立という単純な構図で動いてきたのではない。

## V むすび

ロシア人にとってクリミアが外国領土であったのはソ連解体後の23年間のことに過ぎない。住民投票を実施したとはいえ、クリミアの編入はウクライナ憲法と国際法に反する。しかし、ロシアによるクリミア編入にはロシアなりの理由があることも確かである。1812年のナポレオンの侵攻から両大戦まで、ロシアは西欧からの侵略を受けてきた。その歴史的記憶がNATO東方拡大に対する強い脅威認識となっている。ロシアの立場からすれば、ウクライナのNATO加盟は是非とも避けたい、クリミアにNATOのミサイル基地が置かれることは到底認められない、ということであろう。

しかし、ロシアは、クリミアを得た一方で、兄弟国としての（その表現自体を嫌うウクライナ国民は以前から少なくなかった）ウクライナを完全に失ったとも言える。もちろん、ウクライナのEUやましてNATO加盟がそう簡単なことでないことは明らかであるが、少なくとも、クリミアを編入したプーチン政権を快く思わないウクライナ国民が増えたことは間違いない。他方、EUはどうかと言えば、クリミア編入を強行したロシアに対する制裁としての経済制裁は、EU自らの経済にとっても大きなマイナスである。ロシアは、EU経済にとって最も重要なパートナーであったのであり、乗用車市場を例にとっても、ロシアはヨーロッパではドイツに次ぐ大きな市場だったのである。

現在の国境線が確定したのは第2次世界大戦後のことに過ぎず、しかもそ

の国境線はきわめて人為的なものであった。独立して23年。しかし、ウクライナとは何か、その答えはまだ見いだされてはいないように思われる。

【註】

- 1 なお、本稿のⅢおよびⅣは、拙稿「ウクライナ問題を考える視点」『ユーラシア研究』No.51（2014年11月）を基礎として加筆したものを利用している。
- 2 その後、1995年1月1日にオーストリア、スウェーデン、フィンランドが欧州連合に加盟したため、追加議定書が1997年4月10日調印され、最終文書である「欧州共同体およびその加盟国とウクライナとのあいだのパートナーシップ協力協定の締結についての1998年1月26日付欧州連合理事会および欧州共同体委員会の決定（Council and Commission Decision of 26 January 1998 on the conclusion of the Partnership and Cooperation Agreement between the European Communities and their Member States, of the one part, and Ukraine, of the other part (98/149/EC, ECSC, Euratom)）」は、1998年3月1日に発効している（[http://ec.europa.eu/anti\\_fraud/documents/countries/ukraine\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/anti_fraud/documents/countries/ukraine_en.pdf) [2014/12/25 閲覧]）。
- 3 「グルジア」から「ジョージア」への国名呼称の変更について、2014年10月24日におこなわれたマルグヴェラシヴィリ・グルジア大統領と安倍晋三内閣総理大臣との首脳会談において、マルグヴェラシヴィリ大統領から要請があり、安倍総理は、日本政府として国名呼称をそのように変更する方向で検討すると応答したが（日本外務省ホームページ [http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ca\\_c/ge/page4\\_000760.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ca_c/ge/page4_000760.html) [2014/12/25 閲覧]）、本稿執筆時においては、日本政府による国名呼称の変更はおこなわれていないため、本稿では、従来通り、「グルジア」と表記する。
- 4 各国とのあいだの「パートナーシップ協力協定の締結についての決定」の日付、文書番号、発効日は以下の通り。アゼルバイジャン、1999年5月31日、99/614、1999年7月1日。アルメニア、1999年5月31日、99/602、1999年7月1日。ウクライナ、1998年1月26日、98/149、1998年3月1日。ウズベキスタン、1999年5月31日、99/593、1999年7月1日。カザフスタン、1999年5月12日、99/490、1999年7月1日。キルギス、1999年5月12日、99/491、1999年7月1日。グルジア、1999年5月31日、99/515、1999年7月1日。モルドヴァ、1998年5月28日、98/401、1998年7月1日。ロシア連邦、1997年10月30日、97/800、1997年12月1日。
- 5 Partnership and Cooperation Agreements (PCAs): Russia, Eastern Europe, the Southern Caucasus and Central Asia. ([http://europa.eu/legislation\\_summaries/external\\_relations/reasons\\_for\\_enactment/relations\\_with\\_third\\_countries/eastern\\_europe\\_and\\_central\\_asia/r17002\\_en.htm](http://europa.eu/legislation_summaries/external_relations/reasons_for_enactment/relations_with_third_countries/eastern_europe_and_central_asia/r17002_en.htm) [2014/12/25 閲覧]）
- 6 東野篤子「ウクライナ危機をめぐるEUの対応—経済制裁、連合協定、和平調停—」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』2014年11月号（NO.987）、19頁。
- 7 同上、19～20頁。

- 8 EU member countries. (<http://europa.eu/about-eu/countries/member-countries/> [2014/12/25 閲覧])
- 9 Communication from the Commission to the Council and the European Parliament. Wider Europe — Neighbourhood: A New Framework for Relations with our Eastern and Southern Neighbours, Brussels, 11. 3. 2003 COM(2003) 104 final. ([http://eeas.europa.eu/enp/pdf/pdf/com03\\_104\\_en.pdf](http://eeas.europa.eu/enp/pdf/pdf/com03_104_en.pdf) [2014/12/25 閲覧])
- 10 European Parliament resolution on the results of the Ukraine elections. (<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&language=EN&reference=P6-TA-2005-9> [2014/12/25 閲覧])
- 11 <http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/sda.do?id=12333&l=en> [2014/12/25 閲覧]
- 12 「ウクライナ大統領選挙結果についての欧州議会決議 (European Parliament resolution on the results of the Ukraine elections)」第 14 項は以下の通り。なお、引用箇所には下線部を付した。“(The European Parliament) Calls on the Council, the Commission and the Member States to consider, besides the measures of the Action Plan within the framework of the European Neighbourhood Policy, other forms of association with Ukraine, giving a clear European perspective for the country and responding to the demonstrated aspirations of the vast majority of the Ukrainian people, possibly leading ultimately to the country's accession to the EU;”
- 13 Communication from the Commission to the European Parliament and the Council. Eastern Partnership, Brussels, 3. 12. 2008 COM(2008) 823 final ([http://eeas.europa.eu/eastern/docs/com08\\_823\\_en.pdf](http://eeas.europa.eu/eastern/docs/com08_823_en.pdf) [2014/12/25 閲覧])
- 14 Joint Declaration of the Prague Eastern Partnership Summit, Prague, 7 May 2009 Brussels, 7 May 2009, 8435/09 (Presse 78). ([http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/er/107589.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/er/107589.pdf) [2014/12/25 閲覧])
- 15 「EU との関係が『主要優先課題』 = ヤヌコビッチ・ウクライナ大統領」『ウォール・ストリート・ジャーナル』(日本語版) 2010 年 3 月 2 日 ([http://jp.wsj.com/public/page/0\\_0\\_WJPP\\_7000-37781.html](http://jp.wsj.com/public/page/0_0_WJPP_7000-37781.html) [2014/12/25 閲覧])。Виктор Янукович дебютировал на европейском рынке, *Украинская правда*, 02 марта 2010 (<http://www.pravda.com.ua/rus/articles/2010/03/2/4823824/> [2014/12/25 閲覧])
- 16 同上。
- 17 Брюссель увязывает ратификацию соглашения об ассоциации с Украиной с "вопросом Тимошенко", *Интерфакс-Украина*, 2011/12/19 (<http://interfax.com.ua/news/general/89354.html> [2014/12/25 閲覧]); Руководители ЕС: соглашение с Украиной зависит от демократических изменений, *Украинская правда*, 19 декабря 2011 (<http://www.pravda.com.ua/rus/news/2011/12/19/6849956/> [2014/12/25 閲覧])
- 18 Постановление о аресте Тимошенко, *Украинская правда*, 05 августа 2011 (<http://www.pravda.com.ua/rus/articles/2011/08/5/6456487/> [2014/12/25 閲覧])
- 19 Приговор Тимошенко: 7 лет+1,5 миллиарда (ВИДЕО), *Украинская правда*, 11 октября 2011 (<http://www.pravda.com.ua/rus/articles/2011/10/11/6654964/> [2014/12/25 閲覧])
- 20 ロシア連邦政府ホームページ (<http://archive.government.ru/docs/3036/> [2014/12/25 閲覧])。
- 21 Контракт о транзите российского газа + Допсоглашение об авансе “Газпрома”。

- Українська правда*, 22 января 2009 (<http://www.pravda.com.ua/rus/articles/2009/01/22/4462733/> [2014/12/25 閲覧])
- 22 Украина и Евросоюз парафировали соглашение об ассоциации, *Українська правда*, 30 марта 2012 (<http://www.pravda.com.ua/rus/news/2012/03/30/6961798/> [2014/12/25 閲覧])
- 23 Рада провалила все проекты по лечению Тимошенко, *Українська правда*, 21 ноября 2013 (<http://www.pravda.com.ua/rus/news/2013/11/21/7002615/> [2014/12/25 閲覧])
- 24 「ヘトマン」はコサックの「頭領」の意。
- 25 第1次分割 1772 年、第2次分割 1793 年、第3次分割 1795 年。
- 26 ロシア語の名詞では「ザカフカージエ」と発音するが、日本での慣用に従って「ザカフカース」とした。
- 27 <http://2001.ukrcensus.gov.ua/eng/results/general/nationality/> [2014/9/25 閲覧] なお、2013 年のウクライナの総人口は 45,439,822 人である ([http://www.ukrstat.gov.ua/operativ/operativ2013/ds/kn/kn\\_e/kn1213\\_e.html](http://www.ukrstat.gov.ua/operativ/operativ2013/ds/kn/kn_e/kn1213_e.html) [2014/9/25 閲覧])。
- 28 <http://2001.ukrcensus.gov.ua/eng/results/general/language/> [2014/9/25 閲覧]
- 29 <http://2001.ukrcensus.gov.ua/eng/results/general/language/Crimea/> [2014/9/25 閲覧]
- 30 <http://2001.ukrcensus.gov.ua/eng/results/general/language/Donetsk/> [2014/9/25 閲覧]
- 31 <http://2001.ukrcensus.gov.ua/eng/results/general/language/Luhansk/> [2014/9/25 閲覧]
- 32 <http://zakon4.rada.gov.ua/laws/show/5029-17/print1395122994015445> [2014/9/25 閲覧]
- 33 直訳は「国家語」であるが、日本での慣用に従って「公用語」とした。
- 34 [http://razumkov.org.ua/ukr/poll.php?poll\\_id=300](http://razumkov.org.ua/ukr/poll.php?poll_id=300) [2014/9/25 閲覧]
- 35 モスクワではなく、キエフの総主教座のもとにあるウクライナ正教会のこと。キエフ府主教が総主教を名乗るようになったのは 1990 年 6 月のことである。
- 36 モスクワの総主教座のもとにあるウクライナ正教会。
- 37 「ウクライナ・ギリシア・カトリック教会」は、一般には、ウクライナ東方典礼カトリック教会、帰一教会（きいつきょうかい）、ユニエート教会などと呼ばれ、正教会で用いられる典礼を使いながら、ローマ教皇権を認めてカトリック教会の教義を受け入れた教会のことである。ウクライナでは、カトリックの多いポーランドの影響下で発展した。
- 38 [http://www.ukrstat.gov.ua/operativ/operativ2008/zd/o\\_eit/arh\\_o\\_eit\\_e.htm](http://www.ukrstat.gov.ua/operativ/operativ2008/zd/o_eit/arh_o_eit_e.htm) [2014/9/25 閲覧] なお、輸出総額は 2010 年が 514 億 520 万ドル、2013 年が 633 億 2070 万ドル、輸入総額はそれぞれ 607 億 4220 万ドル、769 億 8680 万ドルであった。
- 39 服部倫卓「ウクライナ政変とオリガルヒの動き」『ロシア・東欧学会 2014 年研究大会報告』11 ページ。
- 40 同上、12 ページ。
- 41 以下、1994 年、1999 年、2004 年、2010 年の大統領選挙の各候補者の得票率の数字は、スラブ・ユーラシア研究センター「中東欧・旧ソ連諸国の選挙データ」([http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/election\\_europe/ua/result.html](http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/election_europe/ua/result.html) [2014/9/25 閲覧]) を参照。
- 42 中央選挙委員会公表の公式結果を参照 ([http://www.cvk.gov.ua/info/protokol\\_cvk\\_25052014.pdf](http://www.cvk.gov.ua/info/protokol_cvk_25052014.pdf) [2014/12/25 閲覧])。
- 43 2002～2012 年の議席数は、前掲、スラブ・ユーラシア研究センター「中東欧・旧ソ連諸国の選挙データ」を参照。2014 年の数字は、中央選挙委員会ホームページ (<http://www.cvk.gov.ua/pls/vnd2014/wp611e?PT001F01=910> [2014/12/25 閲覧]) を参照。